

## 第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
1	11 12	障害のある人の状況	「2 特別支援学級（知的障害固定学級）」に関して、平成28年度の小学校の数値「45人」が第2次昭島市特別支援教育推進計画（案）の数値と異なっている。 また、12頁「3 特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）」の小学校の数値と第2次昭島市特別支援教育推進計画（案）の数値と異なっている。	1件	11頁「2 特別支援学級（知的障害固定学級）」の28年度の小学校の数値は、46人に訂正いたします。 第2次昭島市特別教育推進計画（案）5頁「イ情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）」の数値は、言語障害・難聴通級指導学級の児童数を除くとともに、特別支援教室の児童数を含めた数値となっていることから異なっておりますが、12頁「3 特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）」の平成27年度の小学校の数値157人については、156人に訂正いたします。
2	12	障害のある人の状況	「3 特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）」の表題と、第2次昭島市特別支援教育推進計画（案）5頁「イ情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）」と表題が異なっている。	1件	言語障害、情緒障害等、難聴に関する通級指導学級を表記しておりますが、第2次昭島市特別支援教育推進計画（案）との一定の整合性を図るため、「3 特別支援学級（通級指導学級）」に訂正いたします。
3	31	基礎調査	「②通園・通学や学校生活で困っていること」に関して、2点目の説明内容について、精神障害の記載がありなど、説明が異なっているのではないかと。	1件	精神障害に関する記載は誤りであるため、『身体障害、知的障害ともに「療育・機能訓練の機会が少ない」が3割前後となっています。』に訂正いたします。
4	51	基本理念	基本理念に関して、従来の計画の基本理念と比較し、「共生」の文言が無くなったが、大事な言葉のため、再考を願いたい。 また、「ともに」は1対1を連想し対峙を感じますが、「みんな」はインクルーシブな包括を連想するため、「みんな」に戻して欲しい。 更に、「支えあう」は、少しの力でも許されるのではないかと連想するが、「支えあい」は対等な力を求められる気がするため再考してほしい。	1件	基本理念のうち、「ともに支え合い」の考え方としては、「障害のある人も障害のない人も支え合いながら暮らす」こと、すなわち「共生」の意味を含むものとして設定いたしました。 また、基本理念の考え方は、計画（素案）において説明していますが、ご指摘の考え方を踏まえたものとなっていると理解しています。
5	52	基本的視点	基本的視点に関して、障害福祉サービス利用者が、65歳を境に介護保険へ移行することが原則優先される中で、スムーズに移行するための仕組みが必要と考えます。計画（素案）には、基本的視点として、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」とあるが、この点について特に項目は設けられていない。計画（素案）において、どの項目が対応するものとなっているのか。 制度移行の内容が本人には難しく理解の及ばない場面が見受けられ、相談機関を含め支援機関が障害当事者と一緒に考えながら移行の手続を踏めるよう早めの対応が望まれます。 また、本人にとって必要な障害福祉サービスが介護保険制度にない場合など、移行に際しては自動的に行うことがないよう配慮を求めます。	2件	ご意見の主旨を踏まえ、69頁【施策の方向】の2点目について、基本的視点を踏まえた内容が明確になるよう、「～、引き続き、本人のライフステージに応じたニーズを的確に把握～」として、下線部分を追記いたします。 ライフステージに応じて、利用者の意向を踏まえ、必要とされる支援が確実に確保されることが基本と考えています。 65歳到達により、介護保険サービスを一律に優先的に利用するものではなく、利用者の個別の状況や必要としている支援内容を踏まえる中で、介護保険サービスの利用については、利用者の意向を適切に把握し、総合的に判断するものと理解しており、引き続き、こうした対応に努めてまいります。 また、移行の手続については、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携を図り、丁寧な説明と時期を捉えた対応を図ってまいります。

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
6	53	基本目標	基本目標に関して、各基本目標の結語が「まちづくり」になっているが、障害者福祉施策の目標で「まちづくり」は則していないのではないかと。	1件	基本目標は「まちづくり」そのものを目的としているわけではなく、障害福祉施策を展開し、目指すべき「まち」の姿を目標として設定することを意図しているため、各基本目標の結語を「～まち」に修正いたします。
7	57	相談支援体制と情報提供の充実	「1 相談支援体制と情報提供の充実」に関して、「基幹相談支援センター」について重要な課題であると示しています。今後、昭島市において、相談支援機能の充実は必要であると認識しており、基幹相談支援センターの設置はその中心をなすものとして早急に求められるものと考えます。	1件	基幹相談支援センターの必要性は認識しており、地域生活支援拠点等の必要な機能としても位置付けられていることから、引き続き、設置に向けた検討を続けてまいります。
8	57	相談支援体制と情報提供の充実	障害当事者とその家族にとって、相談場所が分からないという状況が存在します。相談支援機関の周知について、広く市民に知らせていく必要があるとともに、地域支援協議会の相談支援部会が作成したマップを活用し、広報などで市民に知らせていく必要があると考えます。	1件	地域支援協議会が作成した相談支援事業所マップの活用を図る中で、ホームページ等による周知・啓発に努めてまいります。
9	57	相談支援体制と情報提供の充実	相談支援においてサービス等利用計画の作成やモニタリングは障害福祉サービスを利用している障害当事者を支える上で重要な手続となっていますが、計画作成の依頼が増加する中で実務的な対応とならざるを得ない場面が多くなっています。障害当事者を支える相談支援として機能するためにもサービス等利用計画案作成に対する補助等支給が行われる必要があると考えます。	2件	特定指定相談支援に関する給付費は、障害者総合支援法等に基づく費用算定基準により給付されております。従いまして、市独自の補助を実施することには、困難性があります。
10	57	相談支援体制と情報提供の充実	市役所の窓口において、障害当事者に対する情報保障が求められており、他の自治体で行っているように、窓口等に手話通訳者の設置が求められると考えます。	1件	ご意見の主旨は理解いたします。今後の検討課題としてまいります。
11	57	相談支援体制と情報提供の充実	57頁最下部の「ノーマライゼーションの理念の普及」に関して、誰もが抵抗なく障害のある人を受け入れるような社会にするためにも、子どもの頃からの教育現場から、共生の理念を育てることができるようになると良いと思います。	1件	計画（素案）は、ご意見と同様の方向性で取りまとめられており、67頁などにおいて、具体的な記述もございます。引き続き、共生の理念を育む取組の推進に努めてまいります。
12	57	相談支援体制と情報提供の充実	【施策の方向】の1点目に、「～身近な場所で気軽に相談できるように～」とあるが、障害のある人とその家族にとって身近で相談できる場があるということはとても重要で、相談支援事業所の役割はとても大きいと思う。 しかし、相談や面談に対して人員が少ない中で対応しており、多くの問い合わせに対応できていない現状があるとともに、市民ニーズに対して履行していくためにも、相談支援事業を手厚くし、昭島市独自の施策として予算をつけてほしい。	1件	相談支援事業については、3事業所に対して業務委託により実施しております。 相談支援事業の充実の必要性は、認識しておりますが、市独自の更なる財政的支援は、その財源確保などに課題があり、困難性がございます。

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
13	59	相談支援体制と情報提供の充実	No16「障害者スポーツの普及・啓発」に関して、2020年に向けて障害者（児）福祉ネットワークと協力してイベントを開催できるとよい。	1件	貴重なご意見として、庁内の関係部署や関係団体等と共有させていただきます。
14	59	相談支援体制と情報提供の充実	No14「各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実」に関して、広報・啓発だけではなく、障害のある人もない人も交流・理解し合うための取組やイベントなどの実施が必要だと思います。	1件	貴重なご意見として、庁内の関係部署と共有させていただきます。
15	60	権利擁護の推進	障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けて、計画（素案）では「既存の会議体の活用を図るなど、具体的な取組を進めます」とあるが、具体的にどのように進めるのか。 障害者差別解消支援地域協議会に期待される役割には、適切な相談窓口への紹介、具体的事案の対応例の共有・協議や構成機関等における調停、斡旋など、様々な機能が期待されている。	1件	障害者差別解消支援地域協議会は、既存の協議会の性質や構成員等の意見等を勘案しつつ、障害当事者を取り巻く状況など地域の実情を踏まえる中で設置を検討することが、国の指針で示されています。現時点においては、地域支援協議会（全体会）の活用を視野に入れていきます。
16	60	権利擁護の推進	【現状と課題】の2点目に「～障害のある人の人権を守るとともに、自己決定を支援しています。」とあるが、本人が望んでも家族の要望が尊重されているのではないかと感じる。 【施策の方向】に「自己決定支援をしながら」という文言があると良いと思います。 また、虐待防止や権利擁護に関しての周知が弱いと感じるので、市民にもわかりやすい周知活動を強化してほしい。	1件	ご意見の主旨を踏まえ、【施策の方向】の1点目の成年後見に関する記載について、「～障害のある人の自己決定を支援するとともに、障害のある人の虐待防止と擁護者に対する～」として、下線部分を追記・修正いたします。 また、虐待防止や権利擁護に関する周知等の取組については、引き続き、研修会の開催やホームページなどによる周知・啓発に努めてまいります。
17	61	権利擁護の推進	No18「成年後見制度の利用促進」に関して、報酬助成制度の整備などの充実を図る必要があると思います。	1件	現在、一定の基準で報酬助成制度を実施しております。成年後見制度の利用の促進に関する法律も制定されたことから、引き続き、財産の管理等に支援が必要な人たちを社会全体で支え合う取組を進めてまいります。
18	64	障害のある子どもへの支援	児童発達支援センター及び(仮称)教育福祉総合センターは、平成32年4月開設予定であり、事業内容欄に「児童発達支援センターにおける障害のある子どもの支援の充実」、「児童発達支援センターと教育福祉総合センターの連携を図り、切れ目のない支援の充実をめざす」を記載してほしい。	1件	児童発達支援センターについては、(仮称)昭島市児童発達支援センター事業詳細計画に基づき取組が進められていますが、詳細は未定となっております。したがって、ご意見のような具体的な内容を第5期計画に記載することには、困難性があります。
19	67	特別支援教育の充実	特別支援教育の充実に関して、普通級に就学する障害児についての記載がないため、医療的ケアも含め介助員の配置などに関することも記載してほしい。	1件	通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒には、保護者の同意を得た上で学校からの申請に基づき、特別支援教育支援員を配置しております。 また、現在、医療的ケアを行うことができる介助員や支援員等の配置はありませんが、今後、配置の必要がある場合には検討してまいります。こうしたことから、施策の方向の3点目に次の下線の記載を追加します。 「～理解を図るとともに、特別な支援が必要な児童・生徒には、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の視点～」

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
20	67	特別支援教育の充実	<p>学校教育法施行令の一部改正について（通知）平成25年9月1日付け25文科初第655号の「第1 改正の趣旨」には、『障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するというこれまでの基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、就学先を判断・決定する仕組みに改められた。』との内容の記載がある。</p> <p>また、同通知の「第3 留意事項」の1には、『障害者基本法第16条には障害者の教育に関して規定されており、障害のある児童生徒等の就学に関する手続は、これらの規定を踏まえて対応する必要があることや、改正後の学教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、視覚障害者等が特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見を可能な限りその意向を尊重しなければならないこと』との内容になっているが、昭島市においても当該項目の実現をお願いしたい。</p>	1件	<p>教育委員会では、児童・生徒の就学先について、文部科学省の通知等に基づき、就学相談を実施し、本人、保護者の意向を十分に確認した上で、相談を進め、総合的な観点から、本人の力が伸ばせる環境が整っている就学先を就学支援委員会にて判定しています。こうしたことから、ご意見の内容に沿った対応が図られているものと理解しております。</p>
21	69	訪問系サービスの提供	<p>障害のある人が、地域で自分らしく暮らす上で、生活の支援は大切なサービスであると考えますが、現在、ホームヘルパーの人材不足が深刻な状況にあり、人材確保策として、募集や養成を市のバックアップ体制がある中で行うことは有効であると考えるとともに、ホームヘルプ事業への補助等支援策が講じられることも必要であると考えます。</p>	1件	<p>福祉人材の確保は喫緊の課題であると認識しており、関係機関と連携し、確保に向けた取組に努めてまいります。</p> <p>また、一定の国の基準による給付費が支給されている事業への市独自の補助については、困難性があります。</p>
22	70	日中活動系サービスの提供	<p>短期入所は、障害当事者やそのご家族にとって重要な利用形態であり、計画（素案）では今後更に増える方向を想定しており、施設の設置は急務と考えます。</p> <p>地域生活支援拠点等の中で、更に設置が見込まれていますが、身体・知的・精神それぞれの障害特性に対応できる短期入所施設の増設が必要であると考えます。</p>	1件	<p>短期入所施設が不足していることは認識しており、計画（素案）では、地域生活支援拠点等の機能の中で整備することを目標の一つとしております。</p> <p>また、これ以外にも可能な手法があるかどうかについても、検討してまいります。</p>
23	70	日中活動系サービスの提供	<p>【現状と課題】の2点目に「～ライフステージに応じた切れ目ない支援を図る～」との記載に関して、特別支援学校高等部卒業生の進路面だけでなく、介護保険とのはざまにいる高齢障害者等にも視点をあててほしいと思います。</p>	1件	<p>ライフステージに応じて、利用者の意向を踏まえ、必要とされる支援が確実に確保されることが基本と考えています。</p> <p>65歳到達により、介護保険サービスを一律に優先的に利用するものではなく、利用者の個別の状況や必要としている支援内容を踏まえる中で、介護保険サービスの利用については、利用者の意向を適切に把握し、総合的に判断するものと理解しており、引き続き、こうした対応に努めてまいります。</p> <p>また、移行の手続については、相談事業所やサービス提供事業所と連携を図り、丁寧な説明と時期を捉えた対応を図ってまいります。</p>

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
24	70	日中活動系サービスの提供	【施策の方向】において、生活介護施設の整備に関して記載があるが、50頁などで「場所の確保のむずかしさ」も挙げられているが、整備に向けて実現してほしい。	1件	計画（素案）記載のとおり、生活介護施設を整備することについて、検討してまいります。
25	70 71	日中活動系サービスの提供	No53「生活介護」に関して、立川基地跡地内への整備の際には、障害のある人の日中の過ごし方を充実させるよう生活介護として実施する事業の内容については、市内の障害のある人の現状課題を踏まえて決定してほしい。	1件	具体的な検討はまだですが、市内の障害のある人の現状や課題を踏まえて対応する必要があると認識しています。
26	70 71	日中活動系サービスの提供	No56「短期入所」に関して、短期入所施設の設置は急務であり、利用を希望しても常に待機状態です。地域生活支援拠点等だけでなく、市内に多数設置する必要があるため、【施策の方向】の「検討を行います」の記載より急務であることの表現にしてほしい。	1件	市内に短期入所施設が不足していることは十分に認識しておりますが、現状では、計画（素案）以上の記載内容とすることには困難性があります。
27	71	日中活動系サービスの提供	No57「地域活動支援センター事業」に関して、障害当事者にとって日中の居場所として機能しており、地域生活を支える重要な場所となっています。現在、昭島市には1か所のみ設置されており、多様な障害特性に対応した居場所の設置にはほど遠い状態にあります。 市内にはさまざまな障害当事者が行く場所もない状態にあると思われれます。こうした状況をなくし、障害当事者が地域で自分らしく生活を送るためにも地域活動支援センターが増えることが必要と考えます。	3件	地域活動支援センターの必要性については認識しておりますが、事業の財源や実施する事業者、実施場所の確保など、多くの課題があり、第5期計画期間において、具体的に位置づけることには困難性があります。
28	71 72	日中活動系サービスの提供	障害当事者の家族の高齢化が進む中で、これまで家族からの支援により生活をしている障害当事者にとって、地域生活を継続する上で、短期入所及び共同生活援助の利用は必要不可欠です。 市内には、どちらの施設も不足している状況にあり、短期入所及び共同生活援助の施設を更に増やす必要があります。	1件	短期入所や共同生活援助の施設が不足していることは認識しており、計画（素案）では、地域生活支援拠点等の機能の中で整備することを目標の一つとしています。 また、これ以外にも可能な手法があるかどうかについても、検討してまいります。
29	72	居住系サービスの提供	No59「共同生活援助」に関して、グループホームの更なる設置は、障害種別を問わず多くの障害当事者や家族が望んでいるが、土地の確保が難しい面もあり、市からの積極的な情報提供を望むとともに、国有地以外でも市内の土地を検討してほしいと思います。 93頁《サービス量確保のための方策》の「地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の新規開設への支援に努めます。」の記載を、72頁の【施策の方向】にも記載し、実効性を伴うよう設置されることを望みます。	1件	グループホームの更なる必要性については、認識しており、活用できる土地の情報が見られた場合には、積極的な検討を進めてまいります。 また、93頁の記載内容を72頁にも記載してほしいとのご意見ですが、72頁【施策の方向】の2点目に、立川基地跡地以外についてもグループホームの整備促進に関することについて記載しております。
30	73	その他のサービスの提供	No63「日常生活用具給付事業」に関して、地域生活支援事業であり、市町村の裁量で給付種目の支給基準等を設定することができることから、障害当事者の意見等を反映した運用を行ってほしい。	1件	日常生活用具の給付については、障害当事者からの意見、財源の確保や利用の状況等を踏まえ、必要に応じ制度の見直しを行っています。引き続き、こうした対応を図ってまいります。

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
31	74	経済的支援の実施	地域生活を行う上で経済的支援は不可欠であり、年金、生活保護、手当など当事者が制度を理解し、受給できるよう制度の充実と手続の支援を進めてほしい。	1件	計画（素案）に記載のとおり、経済的支援制度の周知や適切な支給に努めてまいります。
32	74	経済的支援の実施	No73「心身障害者福祉手当支給事業【都・市制度】」に関して、市制度では以前、精神障害者にも手当の支給がありましたが、支給対象に加えてほしい。	2件	ご意見の主旨は理解いたします。貴重なご意見として庁内で共有させていただきます。
33	76	雇用・就労の支援	No79「障害のある人の職域の拡大」に関して、市に積極的に進めてもらいたいと思います。担当課が産業活性課となっているが、障害特性や支援者・事業所等の状況を理解している方が必要なため、障害福祉課も担当し、連携強化など促進してほしいと思います。 昭島市内の企業の中には障害者雇用を促進するという事には限界を感じていて、もっと別な形で地域の福祉と何かできないかと考えている企業が潜在的に存在しています。昭島市商工会との関わりだけでなく、市内のCSR関係者等との交流の場を作してほしいと思います。	1件	障害のある人の雇用促進に関しては、引き続き、庁内の関係部署や関係機関などと連携を図ってまいります。また、市内のCSR関係者等との交流の場の設置につきましては、貴重なご意見として庁内で共有させていただきます。
34	77	雇用・就労の支援	No84「障害者就労施設等の自主製品の展示・販売コーナーの設置」に関して、販売コーナーとしてしっかり機能する必要があります。 現在のあいぽっくの場所は、喫茶室に入らないと見ることができなく、展示・販売として機能しておらず、誰でも見やすくないと設置している意味がないため、「来所者が見やすく購入しやすい場所に設置します」としてほしい。	1件	ご指摘の主旨は理解いたしますが、施設内のスペースに余裕がないことや施設管理上の課題もあり、ご指摘の記載には困難性があります。
35	77	雇用・就労の支援	No85「障害者就労施設等の自主製品・食品などの販売促進」に関して、昭島市内でのイベント販売では、出店料などの軽減が更にあると良いと思います。	1件	ご意見の主旨は理解いたしますが、イベント実施事業者の判断によるものであると理解しています。
36	77	雇用・就労の支援	No86「障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進」に関して、昭島市での取組を周知徹底、強化してほしい。 また、受注可能内容が市民にもわかると利用者の工賃アップにもつながる可能性があるため、わかりやすく周知してほしい。	1件	引き続き、庁内における優先調達の拡充に努めるとともに、ホームページ等において周知・啓発を図ってまいります。
37	77	雇用・就労の支援	No86「障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進」に関して、庁舎内への周知も考慮し、業務委託などの役務の提供に関する記事を記載してほしい。	1件	ご意見の主旨を踏まえ、内容欄を次のとおり修正します。 「障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品の購入や業務の委託などの受注機会の拡大を図るとともに、施設が供給可能な物品や業務などの周知にも努めます。」
38	84	地域福祉の推進	福祉人材の不足が、現実的に障害福祉サービスの提供に大きな影響を与えており、居宅介護を担うヘルパー不足は深刻な状況です。 今後においても、福祉人材の不足が深刻な状況になると考えられますが、人材確保についてどのようにお考えですか。	1件	ホームヘルプサービスに限らず福祉人材の確保は喫緊の課題であると認識しております。関係機関と連携し、確保に向けた取組に努めてまいります。

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
39	84	地域福祉の推進	<p>障害当事者との交流について、小学校や中学校で障害当事者との関わりがさらに求められると考えます。学校に任せるのではなく、市や社会福祉協議会など関わり合いのある機関が共同して交流会などの企画を行う必要を感じます。</p> <p>No112「福祉ボランティア教育の推進」の具体的な検討内容を教えてほしい。</p>	1件	<p>小・中学校では、総合的な学習の時間において福祉に関する学習を進めており、社会福祉協議会と連携し、車椅子体験や高齢者福祉施設との訪問交流なども実施しています。引き続き、各学校の児童・生徒の実態や地域の実情に応じた活動に取り組んでまいります。</p>
40	84	地域福祉の推進	<p>No114「移動支援従事者養成研修の実施」に関して、内容に記載の事由もあるが、ガイドヘルパーの単価によることも大きな原因だと思うが、ヘルパー派遣事業所も採算が成り立つ状況にしてほしい。</p>	1件	<p>ご指摘の主旨は理解いたしますが、取組には財源の確保が大きな課題となることから、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
41	86	地域生活支援拠点等	<p>立川基地跡地の利用に関して、地域生活支援拠点の機能となる施設を、法人が建設し運営するという方向が出ています。</p> <p>しかし、障害当事者の支援が安定して継続的に行われるためには運営体制が安定していることが求められており、一法人が担うのではなく、行政の責任として建物もその運営も担うという方向が望ましいと考えます。</p>	1件	<p>市が施設を建設し直営で運営する際には、国や東京都からの補助金が交付されず財源の確保に大きな課題が生じます。自ら事業を適切に運営する社会福祉法人が、現実としてある中では、こうした対応には困難性があります。</p> <p>事業者を公募する際に公募条件等を適切に設定し、安定した運営が確保できるように対応してまいります。</p>
42	90	障害児福祉計画における成果目標	<p>児童発達支援センターの設置に関して、相談対応では迅速な対応を望むとともに、相談窓口では、市の子ども育成課と障害福祉課との連携ができるように希望します。</p>	1件	<p>児童発達支援センターは、（仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画に基づき、具体的な検討が進められています。詳細計画では、相談事業の取組方針や障害福祉課との連携なども明らかにされており、適切な対応が図られるものと理解しています。</p>
43	91	障害福祉サービス等の見込量	<p>居宅介護の利用状況やサービスの見込量について、身体介護・家事援助・通院等介助という支給決定ごとに集計してほしい。</p>	1件	<p>障害福祉計画に係る国の基本指針に基づく記載です。したがって、ご意見のようなまとめ方には困難性があります。</p>
44	91	障害福祉サービス等の見込量等	<p>障害福祉サービス等の見込量の数値について、実績や数値目標を身体介護・家事援助などより詳しい内容に分けることで市の課題が見えるのでは。</p> <p>また、短期入所や就労継続支援A型など、他市の施設を利用している状況が計画（素案）の数値からは読み取れなく、本来は昭島市内で利用できることが望ましいと考えるので、他市利用はその内容を表記できるようにしてほしい。</p>	1件	<p>計画（素案）では、利用状況ではありませんが、市内における「サービス提供事業所の状況」を記載しております。</p> <p>表記方法については、障害福祉計画に係る国の基本指針に基づくもので、これを改めることは困難性があります。</p>
45	92	日中活動系サービスの提供	<p>短期入所（福祉型）の見込量に関して、見込量が少なすぎると考えます。</p> <p>実績値は、平成24年度が5.4人日/月、平成25年度が5.2人日/月となっており、年々少なくなる傾向がありますが、これは利用のニーズが少なくなった訳ではなく、他市の施設も含めた利用者数の増加とともに、短期入所を十分に確保することが難しくなったと考える方が現実的であると思われます。受給者証は、原則月7日の支給決定がされておりますが、実際には、半数程度しか利用できていないように考えます。</p> <p>70頁に記載のあるとおり、地域生活支援拠点等の整備により短期入所施設は増えるものと考えられますが、見込量の算出には、月7日利用するものとして算定すべきではないか。</p>	1件	<p>ご指摘の主旨は理解いたしますが、サービス等の見込量については、短期入所（福祉型）に限らず、サービスの利用状況などから設定又は算出しています。</p> <p>また、地域生活支援拠点等の整備時期や機能が確定していない中では、見込量に反映することには困難性がございます。したがって、計画（素案）に記載のとおりといたします。</p>

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
46	92 93	日中活動系サービスの提供	<p>93頁「サービス量確保のための方策」に関して、医療的ケアに関するニーズについて記載がないが、「～利用者のニーズ～」、「～市内にサービス提供事業所のないサービス～」の意図としては、医療的ケアへのニーズが含まれている内容になっているのか。</p> <p>また、90頁には、(3)重症心身障害児の支援体制の整備、(4)医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置の記載があり、早期からの対応や関係機関との連携は、非常に有効だと思っている。</p>	1件	<p>計画（素案）93頁の記載は、医療的ケアへの対応も含めたものとなっています。</p> <p>また、重症心身障害者児や医療的ケアを必要とする児童への対応については、計画（素案）記載のとおり取組に努めてまいります。</p>
47	94	障害福祉サービス等の見込量	<p>入所施設・精神病院からの地域移行を進めるために移行先となる社会資源の確保、移行支援にかかわる支援者の存在など様々な環境整備が求められます。また、支援に関しては、退院・退所後の生活支援のために複数の事業所の多大な協力が必要になるため、サービス量を見込んだ人材確保を図ると同時に、支援力を高めるための学習会など環境整備への取組が必要となると考えます。こうした環境整備及び人材の育成について、どのように考えているのか。</p>	1件	<p>地域移行・地域定着支援については、市内の社会資源や人材が不足していることなど、様々な課題があるものと認識しております。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備については、地域移行・地域定着支援を進めることも目的の一つとなっていることから、引き続き、整備に向けた具体的な検討を進めてまいります。</p>
48	94	障害福祉サービス等の見込量	<p>計画相談支援の見込量が増えていくことは、保護者などの障害福祉サービスへの関心の高さからも想像できるが、各相談支援事業所が抱えている件数も大変多いと聞いている。</p> <p>各相談支援事業所が対応できなくなった結果、やむを得ずセルフプランになる方が出ないような配慮をお願いしたい。</p>	1件	<p>ご意見のような状況は、あってはならないことと理解しています。そのための対応に努めてまいります。</p>
49	96	障害福祉サービス等の見込量等	<p>地域活動支援センター（Ⅰ型）の見込量について、28・29年度の利用状況を考慮する中では、第5期計画見込量が据え置きになっているのは、利用ニーズの高い事業であることから、おかしいのではないかと。</p> <p>また、地域活動支援センターⅠ型の増設、Ⅱ型の新設を計画に盛り込んでほしい。</p>	1件	<p>見込量については、利用実績等を勘案し、概ね4,100人程度で推移するものと見込んでおります。</p> <p>また、地域活動センターの整備に関しては、事業の財源や実施する事業者、実施場所の確保など、多くの課題があり、第5期計画期において、具体的に位置づけることには困難性があります。</p>
50	97	計画の推進	<p>計画の推進に関して、「ニーズの把握」、「提供体制の整備」に記載のあるとおり実施し、市の財政負担のない事業はやる、市の財政負担のある事業はやらないというような判断ではなく、障害のある人のニーズに即した事業展開をしてほしいと思います。</p>	1件	<p>障害福祉施策に限らず、財政的な負担が伴う市民ニーズについては、市の現状や財政状況、また、その必要性や緊急性、費用対効果などを踏まえ、総合的に検討し、決定してまいります。</p>
51	98	障害者地域支援協議会との連携	<p>地域支援協議会の各専門部会に活動費として予算措置されたことは活動する市民にとって、意欲向上にもなります。地域の課題やニーズなどを把握し、ともに考える場として行政側からも参加して頂けると、より良い信頼関係を築くことができ、スムーズに支援に結びつくのではないかと。</p> <p>勤務上の問題などもあると思うが、昭島を共に支え合い安心して暮らせる街にするために、ボランティアの活動も必要ではないかと。</p>	1件	<p>貴重なご意見として、庁内の関係部署と共有させていただきます。</p>



第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
52	99	計画の進行管理	<p>自立支援推進協議会が障害福祉計画の進行管理のチェック機関であり、今後の昭島市の障害福祉の展開を支える主要な機関であると考え、開催回数や審議内容には市民が注目していると考えます。今後、第5期計画を進行管理するためにも適切に開催されることが求められます。</p> <p>また、地域支援協議会及び専門部会との連携を図るとともに、今後も地域支援協議会との懇談会を適宜開催されることを求めます。</p>	2件	<p>第4期計画期間における計画の進行管理においても、自立支援推進協議会を開催し「目標等管理シート」によりPDCAサイクルによる評価を実施しております。</p> <p>また、懇談会については、引き続き、開催する予定であります。</p>
53	99	計画の進行管理	<p>計画の進行管理に関して、「～、PDCAサイクルのプロセスに沿って～障害者自立支援推進協議会を中心に～」とあるが、計画策定年度以外は自立支援推進協議会の開催が少ないため、評価から先に進みにくく、PDCAがサイクルとして機能する形になっていないため、機能するための具体的な実施方法の明記が必要であると思います。</p> <p>また、市内の方以外にも関わってもらい、中立な立場での視点が入るよう検討してほしい。昭島市と同規模程度の自治体の障害関係者や当事者等が入るだけでも、客観的な目が入るようになり、他市の事例なども参考にできると思います。</p>	1件	<p>第4期計画期間の進行管理においても、自立支援推進協議会を開催し「目標等管理シート」を活用しPDCAサイクルによる評価を適切に実施したものと認識しております。</p> <p>また、委員については、ご意見を踏まえ、どのような取組が可能となるのか、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
54	市への意見等	-	<p>障害者も健常者もともに共生していくことが求められ、計画（素案）でも示しているが、障害者の意見陳述の場、聴いて頂ける場は健常者と違い、その窓口が狭いことも事実である。計画案では、国との対比で目標値の設定があり、この観点からは一応の判断ができるが、市としての取組が、計画（素案）からは具体的理解が困難であった。</p> <p>障害者の多くの参加を求め、意見を聴く、その意見を総合的に勘案して障害者の皆さん方も納得できる計画案を作成するため、①従来の目標は達成した。②出来なかった。③今後どうするかなどを大きな観点から、計画案の基礎的事項に集約し、この案を一般市民の人達にパブリックコメントとし、開示で得た意見等も加えて初めて計画（素案）とすること等、計画案策定の手続を今後改めるための内部討議を希望します。</p>	1件	<p>計画（素案）の策定については、自立支援推進協議会に諮問するとともに、障害当事者も参加する地域支援協議会にも意見をお聴きし、障害者手帳所持者を対象とした基礎調査、事業所や団体を対象としたアンケート調査やヒアリングなどの結果を踏まえ、策定を進めております。</p> <p>また、パブリックコメントも手続指針に基づき行っており、更には、市民説明会を実施し、幅広く意見をお聴きしております。</p> <p>今後につきましては、障害当事者や関係者、市民の皆様の意見をどのように集約して行くかについて、積極的な姿勢を維持する中で、どのような対応が可能となるのか、検討いたします。</p>
55	市への意見等	-	<p>計画の冊子に音声コードが設定されることは、評価できますが、計画（素案）には設定されていません。これでは障害当事者が計画（素案）を理解し、パブリックコメントに応募するには困難をとまいます。</p> <p>また、障害当事者には漢字を読むことが難しい方もおられ、ふりがながないことで計画を理解することができないという方もおられますが、障害当事者がしっかりと読めるよう、計画（素案）及び計画にはふりがなを付けていただけることが望ましいと考えます。</p>	1件	<p>ご意見の主旨は理解いたします。今後の検討課題としてまいります。</p>

第5期昭島市障害福祉計画（素案）に関するパブリックコメントの回答案について

No	該当頁	該当項目	意見の要旨	件数	協議会の考え方
56	市意 へ見 の等	-	使用する言葉に関して、障害の「害」の字の使用や障害者の「者」の位置付けについて、市の考え方は。	1件	計画（素案）では、国の法令などの表記に合わせ「障害」と表記しています。 また、障害者に関する表記については、固有名詞等を除き、基本的に「障害のある人」と表記しています。
57	市意 へ見 の等	-	委託相談支援事業所が行っている相談内容について、地域支援協議会や自立支援推進協議会にて、市の一定の書式に則って開示してほしい。	1件	相談支援事業の相談実績などの統計的な資料については、年1回東京都へ報告しており、自立支援推進協議会に報告した経過もございます。今後につきましても、一定の時期に報告させていただきます。
58	市意 へ見 の等	-	第5期障害福祉計画の当事者向け説明会の開催を望みます。	1件	パブリックコメント実施時において、計画（素案）に関する説明会を障害当事者の方も対象として実施しております。
59	市意 へ見 の等	-	パブリックコメント実施時の市民説明会において手話通訳者を配置するなど、誰もが市政に参加し考えることができる場を設けたことは大変良いことだと思います。今後も続けてほしい。	1件	パブリックコメント実施時の市民説明会については、引き続き、実施してまいります。